

# 電子行政オープンデータ戦略に関する提言

電子行政に関するタスクフォースにおいては、「新たな情報通信技術戦略（平成 22 年 5 月 11 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）決定）」及び「電子行政推進に関する基本方針（平成 23 年 8 月 3 日 IT 戦略本部決定）」の趣旨に則り、我が国におけるオープンガバメントの推進について議論を行ってきた。

オープンガバメントの推進に当たっては、公共データは国民共有の財産であるという認識の下、公共データの活用を促進するための取組に速やかに着手し、それを広く展開することにより、国民生活の向上、企業活動の活性化等を図り、我が国の社会経済全体の発展に寄与することが重要である。

公共データの活用促進のための基本戦略として、下記の趣旨に沿った「電子行政オープンデータ戦略」を政府において策定することを提言する。

## 第 1 意義・目的

公共データの活用を促進する意義・目的は、次のとおりである。

### 1. 透明性・信頼性の向上

公共データが二次利用可能な形で提供されることにより、国民が自ら又は民間のサービスを通じて、政府の政策等に関して十分な分析、判断を行うことが可能になる。それにより、行政の透明性が高まり、行政への国民からの信頼を高めることができる。

### 2. 国民参加・官民協働の推進

広範な主体による公共データの活用が進展し、官民の情報共有が図られることにより、官民の協働による公共サービスの提供、さらには行政が提供した情報による民間サービスの創出が促進される。これにより、創意工夫を活かした多様な公共サービスが迅速かつ効率的に提供され、厳しい財政状況、諸活動におけるニーズや価値観の多様化、情報通信技術の高度化等我が国を取り巻く諸状況にも適切に対応することができる。

### 3. 経済の活性化・行政の効率化

公共データを二次利用可能な形で提供することにより、市場における編集、

加工、分析等の各段階を通じて、様々な新ビジネスの創出や企業活動の効率化等が促され、我が国全体の経済活性化が図られる。

また、国や地方公共団体においても、政策決定等において公共データを用いて分析等を行うことで、業務の効率化、高度化が図られる。

## 第2 これまでの取組・現状

### 1. これまでのオープンガバメントの取組

政府においては、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）（平成16年11月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。以下「電子的提供指針」という。）」に基づき、各府省ウェブサイト等で電子的な情報提供を推進してきた。これにより、利用者が各府省ウェブサイト等を直接閲覧するための情報提供について、提供内容及び方法の一定の共通化が図られてきた。

また、公共データの二次利用に関しては、「新たな情報通信技術戦略」や「電子行政推進に関する基本方針」、「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に係る対処方針（平成23年8月3日IT戦略本部決定）」において、行政が保有する情報を二次利用可能な形で公開し、原則としてすべてインターネットで容易に入手できるようにすることや、統計情報、測定情報、防災情報等について二次利用可能な標準的な形式での情報提供を推進する必要があること、統計調査票情報の二次利用の目的範囲を学術目的以外にも拡大することを検討することなどが掲げられている。

さらに、先般の東日本大震災に際しては、次項2. に掲げる具体的な取組が行われた。

### 2. 東日本大震災復旧・復興への取組と教訓

我が国に甚大な被害を与えた2011年3月11日の東日本大震災に際し、政府においては、迅速な情報提供のため、Twitter等のソーシャルメディアを活用したホームページ更新情報の発信やインターネット中継による会見等を実施するとともに、ソーシャルメディアを利用して情報発信を行うための対応指針の策定を行った。また、国や地方公共団体等が東日本大震災の復旧・復興のために整備している支援制度の検索を可能とする「復旧・復興支援制度データベース」を提供し、地域や条件にあった支援制度を検索することを可能にするるとともに、支援制度情報を外部サービスで利用するためのAPI（Application Programming Interface）の提供を行った。さらに、電力供給が減少する中、節電意識を高めることを目的として、資源エネルギー庁において「2011節電

スマートフォンアプリ大賞」が実施され、節電に関する多くのアプリケーションの開発が行われた。

他方、企業等が行政の保有する避難所の情報、地図データ等を利用して震災関連情報を広く周知しようとしても、データがPDF、JPEG等で提供されており、機械判読できず人手で再入力する必要があるなど、二次利用が困難なケースや、行政機関ごとにフォーマットが異なり、情報の収集や整理に多くの時間が必要とされるケースが発生するなど、様々な課題も指摘された。

### 3. 海外の動向と我が国の現状

#### (1) 海外の動向

オープンデータに関する取組は、アメリカ合衆国やEUを始め海外においても積極的に進められている。

##### ①アメリカ合衆国

アメリカ合衆国においては、2009年に、大統領による覚書<sup>1</sup>において、政府の信頼性向上、民主主義の強化、政府の効率性と有効性の向上を掲げ、データポータルサイトである「Data.gov」を開設するなどの施策を実施するとともに、2012年に発表した「デジタル戦略」<sup>2</sup>に基づき、数値データだけでなく文書情報等の非構造化データも対象に公開を推進している。また、ワシントンD.C.やニューヨークにおいては、公共データを利用したコンテストを開催している。

##### ②OECD

OECDにおいては、2008年に、情報・コンピューター・通信政策委員会<sup>3</sup>が「公共データへの有効なアクセス及び利用の拡大に関する理事会勧告」<sup>4</sup>を策定し、公共データをより広い範囲で効果的に活用するとともに新たな活用方法を生み出すため、インターネット等を通じたアクセス環境の整備、著作権の取扱いのルール整備等への考慮を加盟各国に対して求めている。

##### ③EU

EUにおいては、2003年に「PSI 再利用に関するEU指令」<sup>5</sup>を策定し、「加盟国は、公的機関が保有する情報の再利用が可能な場合には、商業・非商業の目的を問わずこれらの情報が再利用可能であることを確保しなければならない」と規定している。2011年には「欧州オープンデータ戦略」

<sup>6</sup>を策定し、EUのデータポータル<sup>6</sup>の開設、「PSI 再利用に関するEU指令」の改定案の提示、データ処理技術の研究開発のための支援等を行うこととしている。

また、民間における取組としては、非営利団体である Open Knowledge Foundation が、データポータルサイト運営管理のためのオープンソースソフトウェアの提供やコンサルティングを行うなど、オープンデータ推進のための支援を行っている。

#### ④イギリス

イギリスにおいては、司法省内に「公共セクター情報局」<sup>7</sup>を設立し、政府が著作権を持つ情報の管理を一元化するとともに、2010年には「data.gov.uk」を開設した。また、同年、再利用可能かつ機械判読可能な形でデータの公開を行うこと、同一のオープンライセンスで公開し、営利目的も含め自由に活用可能にすること、使いやすい単一のオンラインのアクセスポイントでデータ入手可能にすること等を掲げた「透明性原則」<sup>8</sup>を発表した。

#### ⑤フランス

フランスにおいては、2010年に、閣議決定により PSI 活用の推進組織である Etalab の設立を決定した。2011年には、「単一ポータルによる PSI 提供指針」<sup>9</sup>を策定し、各府省の Etalab との調整を行う担当官の設置義務、組織間の業務分担やデータの提供形式等について定めている。Etalab は、公共データに関する独自ライセンスの策定や「data.gouv.fr」の開設を行うとともに、各府省と調整し、民間のニーズが高く提供が容易なデータの公開を進めている。

#### ⑥オーストラリア

オーストラリア政府は、2010年に、「公共が保有する情報は重要な資産であり、これを開放することで新たなサービスが生まれ、新しい公共の価値が創出される」とした「オープンガバメント宣言」<sup>10</sup>を発表した。

### (2) 我が国の現状

我が国においては、東日本大震災における対応のほか、総務省、独立行政法人統計センター、独立行政法人情報通信研究機構、企業等により構成される「クラウドテストベッドコンソーシアム」における統計情報の機械判読可能な提供方法等に関する検討や、福井県鯖江市における避難所、AED、トイ

レ等の位置情報を用いた民間による避難マップの作成等の試みが行われているが、事例としてはまだ限定的である。

#### 4. 技術・サービスの変化

インターネット等の普及により、公共データを低コストかつ即時に提供することが可能になるとともに、情報を受け取る国民においても、検索サイト等の進展により、公共データを容易に入手することが可能となるなど、技術的な環境が整った。また、クラウドサービスの利用拡大に伴い、いわゆるビッグデータ（行政が保有する非定型情報を含む大量データやリアルタイム性を有する大量データ）の分析が進み、その活用が促進されることにより、経済効果の高い多様なビジネスが創出される可能性が指摘されている。

現在、多くの府省において、ソーシャルメディアを活用した情報発信、会議・記者会見等のネット中継など、情報発信の手段として民間サービスを活用している。

### 第3 基本的な方向性

#### 1. 基本原則

我が国において公共データの活用の取組を進めるに当たり、次の①から④までを基本原則とすべきである。

- ① 政府自ら積極的に公共データを公開すること
- ② 機械判読可能な形式で公開すること
- ③ 営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること
- ④ 取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、成果を確実に蓄積していくこと

これらの基本原則に則って取組を推進するに当たっては、国民・企業等の具体的な公共データの活用ニーズ、プライバシー情報等機微情報の取扱い、さらには、必要となる業務プロセスの見直しやそれに伴う事務負担、それらを踏まえた費用対効果等について十分に検討する必要がある。

また、取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、成果を着実に蓄積するとともに、並行して、それらの取組や後述する各種施策等による成果を基に、公共データ活用のための環境整備を進め、随時、取組へのフィードバックを図ることも必要である。

## 2. 取組対象とする公共データ

政府が保有するデータ（安全保障に関する情報等公開に適さない情報を除く。）について率先して取組を推進し、独立行政法人、地方公共団体、公益企業等の取組に波及させていくべきである。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、緊急時に有用と考えられる公共データについては早期に取組を進めておくことが重要である。

## 3. 民間、地方公共団体等との連携

創意工夫を活かした様々な方法で公共データの活用を促進する観点から、民間、地方公共団体等と十分に連携することが重要である。民間、地方公共団体等にあっては、具体的な活用ニーズについて政府に対し積極的に提案することにより、政府におけるニーズ把握に協力することが期待される。

また、地方公共団体は、国民に身近な公共データを保有していることから、そうしたデータの提供を主体的かつ積極的に進めることにより、国民がオープンデータに係るメリットを実感する機会を提供することが期待されるとともに、自らの業務の効率化、高度化を図っていくことが必要である。

# 第4 具体的な施策

平成24年度に、次の施策を実施する。

## 1. 公共データ活用の推進

各府省、地方公共団体等が保有する公共データの活用について、民間と連携し、次の(1)から(3)までの実証事業等を実施する。

### (1) 公共データ活用ニーズの把握

民間と連携した検討やサービス開発コンテストの実施等を通じて、民間における公共データの活用ニーズについて調査、分析し、現行における活用に係る課題等の検討、整理を行う。

また、既に公開されている各府省のデータベース等を一覧で提供する環境を試行的に構築することにより、具体的な活用シーンの掘り起こしを行う。

### (2) データ提供方法等に係る課題の整理、検討

後述の公共データ活用のために必要なルール等の整備、データカタログの整備、データ形式・構造等の標準化の推進等に向け、実証事業や調査研究に

より課題等の検討、整理を行う。

### (3) 民間サービスの開発

民間と連携した検討やサービス開発コンテストの実施等を通じて、公共データを活用した民間によるサービス開発事例を蓄積する。特に民間による活用ニーズの高いと考えられる公共データ（例；地図・地形情報、センサー情報、許認可・届出情報、公共施設・土地利用計画情報、統計情報）を保有する関係機関は、民間のサービス開発が促進されるよう全面的な協力をを行う。

## 2. 公共データ活用のための環境整備

上記1.の実証事業等の各種施策の成果を踏まえつつ、次のような公共データ活用のための環境整備を進める。

### (1) 公共データ活用のために必要なルール等の整備

各府省におけるデータ公開時の著作権の取扱い、利用条件、機械からのアクセスルール、利用者と提供者の責任分界のあり方、機微情報の取扱いのあり方などについて、利用者の利便性に十分配慮しつつ、公共データ活用のために必要なルール等を整備する。

### (2) データカタログの整備

二次利用可能なデータについて、概要、データ形式等のメタ情報を集積したデータカタログを整備する。

また、調査等でニーズが高いことが明らかになった公共データについて、随時、データカタログに反映していく仕組みを検討する。

### (3) データ形式・構造等の標準化の推進等

機械判読や機関・分野横断的な連携・検索を可能とするデータ形式・構造、提供方法等について、民間の意見を踏まえつつ、標準化を推進するとともに、マニュアル、支援ツール等を整備する。

また、データを類型化し効率的に識別する仕組み、紙媒体やイメージデータ等により管理されているものの二次利用ニーズが高い情報の有効活用方策についても検討する。

### (4) 提供機関支援等についての検討

公共データを提供する機関を支援する観点から、提供機関における公共デ

ータ提供に適した業務プロセスへの見直しや公共データ提供に係る手数料等について、課題等の検討、整理を行うとともに、実施可能な施策について検討する。

また、提供機関や利用者への周知・普及方策等についても検討する。

平成 25 年度以降については、第 3 の基本的な方向性に沿って、後述の実務者会議において策定されるロードマップにより、上記の各種施策の継続、展開等の具体的な推進を図るとともに、同じく同会議において新たに検討される施策を実施する。また、各府省等においては、各種施策等の成果を踏まえつつ、公共データの公開等の具体的な取組について可能なものから順次実施する。

## 第 5 推進体制等

### 1. 推進体制・制度整備

オープンデータを推進するための体制として、速やかに、主に次のような役割を担う官民による実務者会議（事務局は内閣官房情報通信技術(IT)担当室が担当）を設置する。

- ① 公共データ活用のための環境整備等基本的な事項の検討
- ② 今後実施すべき施策の検討及びロードマップの策定
- ③ 各種施策のレビュー及びフォローアップ

また、各府省は、実務者会議における各種検討、上記第 4 の実証事業、策定されたロードマップの実効性確保等について、保有する公共データの提供、活用に係る制約の見直しの検討等により、全面的な協力を行う。

オープンデータに関する制度整備に当たっては、別途検討が行われている政府 CIO 制度との関係に留意するとともに、同制度の検討状況に応じて、オープンデータの推進体制を柔軟に見直すことが必要である。

また、前述のように諸外国でもオープンデータに関する取組が行われており、諸外国における動向、教訓等を十分に調査、検討しつつ、国際的に連携した取組を推進するための枠組みについても検討することが必要である。

### 2. 電子的提供指針の見直し

オープンデータを推進するための基礎的な取組として、各府省ウェブサイトで行われている一般的な電子的な情報提供についても、時代の変化や国民のニーズに応じた不断の見直しを府省横断的かつ継続的に実施することが肝要で



ある。

このため、電子的提供指針について、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議の下、上記第4に掲げる施策等の成果を反映するとともに、現在制度化されていないフォローアップの仕組みを導入し、利用者の意見・要望等に照らし合わせ、ユーザビリティ及びアクセシビリティにも配慮しながら、提供すべき情報の範囲や内容、提供方法を府省横断的かつ自律的に見直す仕組みを確立することが必要である。

## 第6 戦略の見直し

本提言を受けて策定される「電子行政オープンデータ戦略」は、各種施策の成果や国民・企業等の意見・要望等を踏まえつつ、技術動向、国際環境等の状況の変化に応じ、柔軟に見直しを行うことが必要である。

---

<sup>1</sup> Transparency and Open Government

<sup>2</sup> Digital Government: Building a 21st Century Platform to Better Serve the American People

<sup>3</sup> Committee for Information, Computer and Communications Policy

<sup>4</sup> OECD Recommendation of the Council for Enhanced Access and More Effective Use of Public Sector Information

<sup>5</sup> Directive on the re-use of public sector information

<sup>6</sup> Open Data Strategy for Europe

<sup>7</sup> Office of PSI

<sup>8</sup> Transparency Principles

<sup>9</sup> Circulaire du 26 mai 2011 relative à la création du portail unique des informations publiques de l'Etat « data.gouv.fr » par la mission « Etalab » et l'application des dispositions régissant le droit de réutilisation des informations publiques

<sup>10</sup> Declaration of Open Government